

令和 3 年 9 月 9 日

催物（イベント等）の開催に係る留意事項について

事前相談において都道府県から適切な感染症対策を指導し、催物主催者においても事前相談及びHP上では適切な感染症対策を遵守する旨掲載していたにも関わらず、実際には感染防止策が不徹底であったという事案の発生等を受けて発出された国の通知（令和 3 年 9 月 1 日付け事務連絡）を踏まえ、催物（イベント等）の開催について、下記事項を対策として追記するもの。

（協力要請事項）

○国の通知（令和 3 年 9 月 1 日付け事務連絡）を踏まえ、事前相談の対象となる催物（イベント等）のうち、数時間・数日間・数回に及ぶ催物であって、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがある催物においては、感染防止策の徹底の要請に従わない場合（特に催物におけるクラスターの発生のおそれがある場合）には、中止又は延期等を含めて、主催者に協力要請

（参考通知）

- 「催物の開催制限に係る留意事項について（補足）」
（令和 3 年 9 月 1 日付け事務連絡）

など